

## 建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく認定基準

### 第 1 適用範囲

本認定基準は矢野口駅周辺地区地区整備計画区域における建築基準法第 68 条の 4 の規定に基づく特定行政庁の認定について適用する。

### 第 2 認定基準

- 1 建築物の具体の建築計画が、周辺の公共施設の整備状況、土地利用の現況及び動向等について総合的な配慮がなされていること。
- 2 建築敷地と道路（建築基準法第 42 条に該当する道路）との関係が次のいずれかに該当すること。
  - (1) 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路で、主要な交差点から当該建築物敷地までの間の区域に、空地が概ね確保されている場合。
  - (2) 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の指定がなされている都市施設又は地区施設として計画されている道路の区域に 15 メートル以上の延長を有する空地が確保されている場合。
  - (3) 沿道利用地区 B の区域内にあつて、建築計画敷地が幅員 7.5 メートル以上の建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接し、当該道路が地区計画外まで有効に接続している場合。
  - (4) 商業業務地区 B の区域内にあつて、建築計画敷地が幅員 5 メートル以上の建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号の道路に接し、当該道路が地区計画外まで有効に接続している場合。
- 3 その他
  - (1) 土地区画整理事業区域内においては、土地区画整理法による仮換地の指定がなされていること。